

5. 高工者令ニヨシ不油誠堪ノ補如左ノ交付ヲ受ケテハ  
勞働賃金ヲ優先シ支取ラント

6. 現業委員ノ甚シキ申不者令ナリ此ノ解雇セザント

7. 昭和八年十月三十一日ヨリ今八年一月九日迄休業中ノ工以テ

留給業中委員令費ハ令社負担トス

8. 年終中ノ賞費トシテ令社一封ヲ日本員ノ徳田豊秋ヨリ

令令一願トスラント

(協調會勞働課)